

20140513 参議院厚生労働委員会議事録

第186回国会 厚生労働委員会 第12号

平成二十六年五月十三日（火曜日）

午前十時三分開会

委員の異動

五月十二日

辞任

羽生田 俊君

補欠選任

石田 昌宏君

五月十三日

辞任

石田 昌宏君

補欠選任

三宅 伸吾君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

石井みどり君

高階恵美子君

西田 昌司君

三原じゅん子君

津田弥太郎君

長沢 広明君

委員

赤石 清美君

石田 昌宏君

大家 敏志君

大沼みずほ君

木村 義雄君

島村 大君

滝沢 求君

武見 敬三君

三宅 伸吾君

足立 信也君

相原久美子君

小西 洋之君

西村まさみ君

森本 真治君

浜田 昌良君

東 徹君

薬師寺みちよ君

山口 和之君

小池 晃君

福島みずほ君

国務大臣

厚生労働大臣

田村 憲久君

副大臣

厚生労働副大臣

佐藤 茂樹君

厚生労働副大臣

土屋 品子君

大臣政務官

厚生労働大臣政

務官

高鳥 修一君

厚生労働大臣政

務官

赤石 清美君

事務局側

常任委員会専門

員

小林 仁君

政府参考人

内閣府大臣官房

少子化・青少年

対策審議官

岩淵 豊君

内閣府男女共同

参画局長

佐村 知子君

警察庁長官官房

審議官

宮城 直樹君

総務大臣官房審

議官

青木 信之君

法務大臣官房審

議官

杵淵 正巳君

文部科学大臣官

房審議官

永山 賀久君

厚生労働大臣官

房総括審議官

生田 正之君

厚生労働省医政

局長

原 徳壽君

厚生労働省健康

局長

佐藤 敏信君

厚生労働省労働

基準局長

中野 雅之君

厚生労働省労働

基準局安全衛生

部長 半田 有通君
 厚生労働省職業能力開発局長 杉浦 信平君
 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 石井 淳子君
 厚生労働省社会・援護局長 岡田 太造君
 厚生労働省老健局長 原 勝則君
 厚生労働省保険局長 木倉 敬之君
 厚生労働省年金局長 香取 照幸君
 厚生労働省政策統括官 唐澤 剛君
 厚生労働省政策統括官 熊谷 毅君
 国土交通大臣官房建設流通政策審議官 吉田 光市君

(介護分野における外国人技能実習制度の見直しの在り方に関する件)

(非正規労働者に係る労働契約法第二十条違反事案に関する件)

(原爆症認定審査の実態と見直しの必要性に関する件)

○難病の患者に対する医療等に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○児童福祉法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

(中略)

○委員長 (石井みどり君) 難病の患者に対する医療等に関する法律案及び児童福祉法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案について、政府から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取いたします。田村厚生労働大臣。

○国務大臣 (田村憲久君) ただいま議題となりました難病の患者に対する医療等に関する法律案及び児童福祉法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

まず、難病の患者に対する医療等に関する法律案について申し上げます。

難病対策については、これまで約四十年にわたり予算事業として推進してきましたが、医療費助成の対象となる疾病が限られていることや、都道府県に超過負担が発生していることなど、様々な課題を抱えています。

このため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、基本方針の策定、公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立、調査研究の推進等の措置を講ずることとし、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容について、その概要を説明いたします。

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○社会保障及び労働問題等に関する調査

(在宅認知症患者の徘徊問題等に対する取組に関する件)

(年少期の歯科保健の在り方に関する件)

(社会保障教育等の検討状況に関する件)

(感染症対策に関する件)

(児童養護施設等の社会的養護の充実に向けた取組に関する件)

(離島における医療と介護の在り方に関する件)

(市町村国民健康保険の都道府県への移管が行われた場合の保険料の在り方に関する件)

(厚生労働省の短期集中特別訓練事業を都道府県に移管する必要性に関する件)

(DV加害者を更生させる施策の必要性に関する件)

第一に、難病の患者に対する医療等は、難病の克服を目指し、難病の患者の社会参加の機会が確保され、難病の患者が地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することができるよう、総合的に行わなければならないことを基本理念としています。また、国は、難病対策の基本的な方向等について基本方針を定めることとしています。

第二に、難病のうち患者数が一定数に達しない疾病を指定難病に指定するとともに、都道府県は、指定難病の患者が、指定医療機関からその医療を受けた場合には、医療費を支給することとしています。

第三に、国は、難病の原因や治療方法等の調査研究を推進するとともに、その成果を積極的に研究者や医師等に提供することとしています。また、都道府県は、療養生活環境整備事業として、難病の患者の相談に応じる事業等を行うことができることとしています。

第四に、国は、医療費の支給に要する費用の二分の一を負担するとともに、療養生活環境整備事業に要する費用の二分の一以内を補助することができることとしています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成二十七年一月一日としています。

次に、児童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

小児慢性特定疾病の児童等に関する施策については、医療費助成について、安定的な財源の仕組みとなっていないこと、小児慢性特定疾病の児童等の自立支援の充実等が求められていることなどの課題を抱えています。

このため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等の措置を講ずることとし、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、都道府県は、小児慢性特定疾病の児童等が、都道府県知事が指定する医療機関からその医療を受けた場合には、医療費を支給することとしています。

第二に、都道府県は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、小児慢性特定疾病の児童等とその家

族等に対し、相談支援事業を行うとともに、地域の関係機関や小児慢性特定疾病の児童等及びその家族等の意見を聴いて、小児慢性特定疾病の児童等の自立を支援する様々な事業を行うことができることとしています。

第三に、国は、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等の健全な育成に資する調査研究を推進するとともに、その成果を研究者や医師等に提供することとします。また、厚生労働大臣は、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本方針を定めることとしています。

第四に、国は、医療費の支給及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に要する費用の二分の一を負担することとしています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成二十七年一月一日としています。

以上が二法案の趣旨ですが、この二法案の検討規定につきまして、衆議院において、施行後五年と定められていた検討の目途を、施行後五年以内とする修正が行われたところであります。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（石井みどり君） 以上で両案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長（石井みどり君） 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

難病の患者に対する医療等に関する法律案及び児童福祉法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石井みどり君） 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石井みどり君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十一分散会